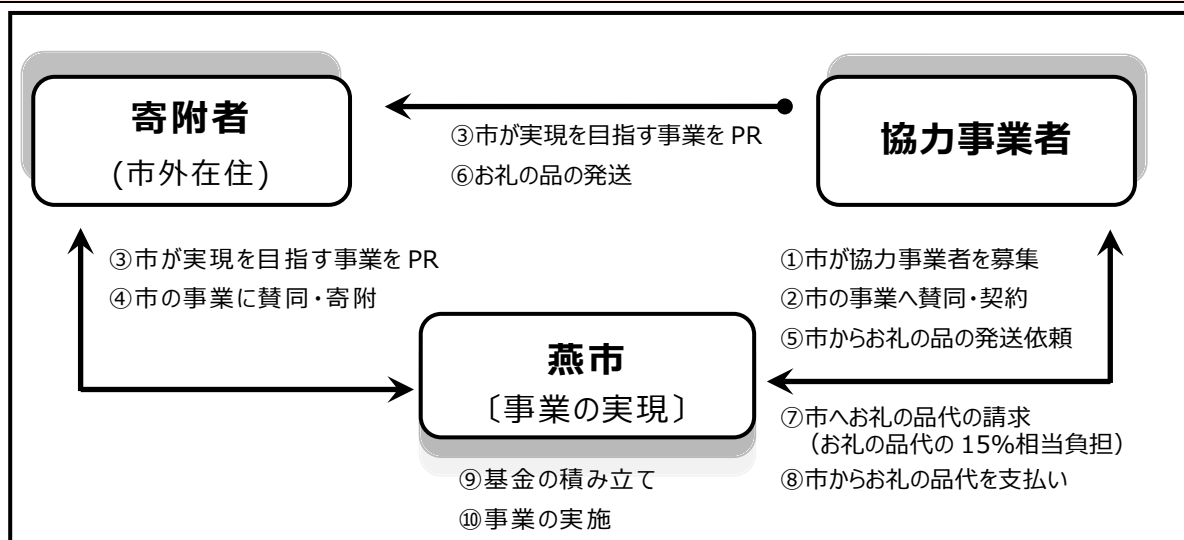


2. 実現を目指す事業

クラウドファンディング型ふるさと燕応援寄附金を活用し、「全天候型子育て支援施設の整備」の実現を目指します。

事業の詳細は[こちら](#)からご確認ください。

3. 事業のながれ



- ① 本募集要領により、「2. 実現を目指す事業」に賛同する協力事業者を募集
- ② 市と協力事業者とで「お礼の品の提供に係る単価契約（お礼の品代の15%相当値引）」を締結（年度ごとに締結）
- ③ 市及び協力事業者は「2. 実現を目指す事業」を広くPRし、寄附を募る
- ④ 「2. 実現を目指す事業」に賛同する人から市へ寄附
- ⑤ 市から協力事業者へお礼の品の発送を依頼
- ⑥ 協力事業者は、寄附者へお礼の品を発送
- ⑦ 協力事業者は、月末締めでお礼の品の発送実績に応じて市にお礼の品代を請求
- ⑧ 市から協力事業者へお礼の品代を支払い
- ⑨ 寄附を財源に「2. 実現を目指す事業」の方針や時期の決定まで基金に積み立て
- ⑩ 基金に積み立てた寄附等を財源に「2. 実現を目指す事業」を実施

4. 協力いただく事業者の要件

- ① 「2. 実現を目指す事業」に共感・賛同し、自社製品等をお礼の品として提供してくれる事業者であること。
- ② お礼の品代の15%相当を事業の実現化に向けて負担することが可能な事業者であること。→ 詳細は「6. 事業化応援について」へ

- ③ 燕市内に主たる事業拠点（本店・支店又は営業所等）を有する法人及びその他の団体並びに個人事業主であること。ただし、燕市内に主たる事業拠点を有する法人の子会社にあつては、この限りでない。
- ④ 燕市内で引き続き1年以上事業を営む者（③ただし書きにあつては、親会社）であること。
- ⑤ 納期到来分の市税等を滞納していないこと。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- ⑦ お礼の品の発送は、市からの発注に基づき協力事業者において行うことになるため、発注書の管理、受付及び発送作業が行える体制が整っていること。
- ⑧ お礼の品の提供に係る問い合わせ、事故及びトラブル(配送に関するトラブルを含む)等が生じた場合に適切な対応が可能であり、かつ、事故及びトラブルが生じた際には速やかに「**事故等報告書**」により報告することができること。

5. 提供いただく商品の要件

(1) 内容

- ① 下記（2）区分に合う商品であること。
- ② 全国に誇れる品質を有し、技術力の高さをPRすることができる商品であること。
- ③ 商品の企画、開発、製造、加工及び出荷等の主要な工程を燕市の事業者が行っていること。
- ④ 全国各地に配送が可能な商品であり、食品の場合は、お礼の品到着後、1週間以上の賞味又は消費期限が保証されている商品であることが望ましい。
(寄附者宅への発送日時等の調整が必要な品については、協力事業者側で連絡調整を行っていただきます。)
- ⑤ 商品に関連する法令等を遵守していること （提案するにあたり、法令等をよく調査し、確実に遵守していることを確認してから提案をしてください）。

※ 農産物（米）の提案については、上記以外の要件がありますので、“別紙1”を参照してください。

注意 ふるさと燕応援寄附金の「ふるさとチョイス」及び「さとふる」にてお礼の品を提供または提供を予定している場合は、当該商品とは異なる商品としてください。

(2) 注意事項

① 本事業は、事業の実現に向けての協力を主目的としていますが、燕市産品の魅力や技術力の高さをPRすることも目的の一つとしておりますので、この趣旨を十分理解したうえで提案してください。

② 提案金額については、商品代、消費税、及び手数料（梱包経費等）を含めた金額となります。

※ 事業の実現に向けて各提案金額（上記の梱包経費を含む）の15%相当の負担をお願いします。

※ ふるさと燕応援寄附金の「ふるさとチョイス」及び「さとふる」にて、同等のお礼の品を提供または提供を予定している場合は、同一の商品代で提案してください。

(3) 提案品目数

協力事業者（1社）あたりの提案品目数の上限は、設けていません。

(4) 提供可能数

提案年度内に一定数量の提供が可能である商品としてください。

6. 事業化応援について

(1) 事業化応援

クラウドファンディング型ふるさと燕応援寄附金は、市が実現を目指す事業に賛同し、応援いただける人から寄附を募るとともに、協力事業者からも応援をいただき、官民が連携しながら事業の実現を目指すものです。

この趣旨に賛同いただける協力事業者は、提案金額の15%相当を負担し、事業の実現に向けて応援してください。

(2) 負担方法

協力事業者は、単価契約に基づき、「13（2）請求と支払い」に示す請求書において、お礼の品提案金額から15%相当分を除いた金額で請求してください。

7. 寄附を募るポータルサイトについて

市では、ふるさと燕応援事業として、寄附者に地場産品を贈呈することで市の魅力を発信し、知名度の向上や応援(燕)人口と交流人口の拡大を図るとともに、いただいた寄附は実施が決まっている事業に活用しています。

クラウドファンディング型ふるさと燕応援寄附金は、市の魅力発信等を目的とするふるさと燕応援事業の趣旨とは異なることから、ふるさと燕応援事業とは異なるポータルサイトを活用します。

〔活用するポータルサイト〕 ふるなび・ANA のふるさと納税

8. お礼の品の募集と申込み

(1) 応募要件

「4.協力いただく事業者の要件」を満たした事業者の商品のうち、「5.提供いただく商品の要件」を満たした商品について公募します。

(2) 提案の申込み

『燕市クラウドファンディング型ふるさと燕応援寄附金「お礼の品」提案書』に写真等の必要書類を添付し、提案品の現物を添えて燕市役所総務課総務係（3階4番窓口）まで申込みください。なお、既に他の事業実現に向けて協力いただいている事業者で継続して「2. 実現を目指す事業」に賛同し、お礼の品を提供いただける事業者は、『事業実現に向けた協力継続申請書』を提出してください。

(3) 申込み受付期間

令和4年4月1日より随時受け付けています。

9. お礼の品の決定

(1) 決定方法

提出された提案書及び提案品をもとに、書類及び現物確認による審査を実施して決定します。

① 書類審査

燕市役所総務課において、提案書及び写真等の資料をもとに協力事業者及びお礼の品の要件に適合しているかについて、書類審査を実施します。書類審査の段階で生じた疑義等は必要に応じて確認をさせていただきます。

なお、この時点で本事業の趣旨に合致しないと判断される提案については、不承認扱いになる場合もあります。

② 現物確認審査

提案書の内容と提案品に相違がないか、現物確認により審査を実施します。

(2) 決定の通知

審査の結果を『**「お礼の品」承認(不承認)通知書**』により通知します。

※ 通知に併せて、提案品の現物をお返しします。

10. お礼の品の継続申請等について

(1) 継続申請

採用されたお礼の品は、「2. 実現を目指す事業」の実現に向けて寄附を募集する期間内において、継続することができるものとし、年度を越えて継続を希望する場合は、『**「お礼の品」継続申請書**』を提出していただきます。時期が近づきましたら本継続申請書で継続の意思確認をさせていただきますので、新年度において継続したい品をご記入いただき、必ず提出してください。

※ 継続を希望しないお礼の品は、申請書に記入しないでください。記入されたお礼の品のみ継続します。

(2) お礼の品の取下げ

採用されたお礼の品は、原則、採用された年度内（継続にあっては、継続した年度内）での取下げはできません。ただし、やむを得ない事情により、お礼の品を提供できなくなった場合は、『**「お礼の品」取り下げ書**』を提出してください。

11. 本事業に参画することにより期待される効果

- (1) 社会貢献に取り組む企業としてのP R効果が期待できます。
- (2) 燕市のホームページやふるさと納税に関する民間WEBサイトで協力事業者名や商品名等が紹介されます。
- (3) お礼の品発送時に、協力事業者のパンフレット等の同封を認めていますので、事業者の販売促進やP Rが可能です。ただし、パンフレット等の送付については、お礼の品発送時の同封に限りますので、個別にダイレクトメールを送るなどの行為は、本人からの依頼に基づく場合を除き、絶対に行わないでください。

12. 個人情報の保護

協力事業者は、提供を受けた個人情報を厳重に取り扱うとともに、お礼の品の送付以外の目的に使用したり、第三者に漏らしてはなりません。協力事業者でなくなった後においても同様です。

13. その他留意していただきたい事項

(1) お礼の品に関する事項 **注意**

取下げ・変更などが必要な場合は、あらかじめ燕市役所総務課までお問い合わせください。軽微な変更については、協議のうえ決定することとします。

(2) 請求と支払い

協力事業者は、お礼の品の送付実績を月ごとに取りまとめ、送付時の属する月の翌月10日までに、所定の項目を満たした請求書を燕市役所総務課へ提出してください。提出をいただいた後に検収し、請求書を受理した日から30日以内にお礼の品代金を支払います。

(3) 承認の取消し

協力事業者又はお礼の品について、次のいずれかに該当した場合は承認を取り消します。

- ① 提案申込みについて、虚偽の申込みにより承認を受けたとき。
- ② 承認を受けたお礼の品の生産又は販売を中止したとき。
- ③ 協力事業者の責務(本要領に定める要件等)及び誓約内容に反したとき。
- ④ その他、協力事業者又はお礼の品が燕市クラウドファンディング型ふるさと燕応援寄附金事業にふさわしくないと市長が認めるとき。

(4) その他

- ① 提出した提案書及び添付書類等は返却しません。
- ② 提案書の提出に伴い発生する諸費用は、事業者で負担してください。
- ③ 燕市クラウドファンディング型ふるさと燕応援寄附金事業の実施において、本要領の内容を遵守するとともに、提案書に記載した内容を協議することなく変更することはできません。
- ④ 承認を受けた協力事業者は、お礼の品の画像データの提供など、市が行う燕市クラウドファンディング型ふるさと燕応援寄附金事業の広報を目的としたチラシ、その他の制作のために必要な協力をお願いします。
- ⑤ 品質等による保証やクレーム対応について、市は一切責任を負いません。

お問い合わせ先

〒959-0295 新潟県燕市吉田西太田1934番地

燕市役所 総務部総務課ふるさと納税係 (3階4番窓口)

電話：0256-77-8301(直通)、0256-92-1111(代表)

米の提案に係る基準について

お礼の品は、**安心で安全な高品質な品を保証する必要があります**ので、以下の条件を設定し、この基準に合致した事業者及び提案品に限定させていただきます。

なお、農産物を含めた食品類については、個々の好みや見た目など様々な要望や意見が多く寄せられる傾向にありますので、それらの対応についても適切に対応していただく必要があります。

【 米に関する基準 】

次のいずれにも該当している必要があります。

項 目	条 件
組織化された事業者又は団体であること	一定数量の提供が確保(約束)されている必要があります。 ・複数の生産者で組織された事業者又は団体であること。 ※1 ※提案については、代表者名で提案書を作成し、構成員に関する名簿(様式不問)を添付してください。
環境保全型農業などの国・新潟県の認証を受けていること	安心・安全性を確保した高品質であることを保証する必要があります。 ・産地表示が燕市内であること。 ・燕市産米「えちごつばめの飛燕舞(ひえんまい)」以上の品質※2を満たしていること。 ・国・県の認証を受けていること。 ・検査・検品、適切な保管及び在庫管理の体制が整っていること。
梱包・発送手続き・請求の全て(配送は除く)を行うことが可能であること	梱包から請求までの部分は事業者の責任により行っていただきます。 ・事業者において品物の品質だけではなく、梱包から請求までの一連の作業を事業者の責任において実施できること。
商品に関する各種問い合わせなどの対応が可能であること。	商品に関する問い合わせ、事故及びトラブル(配送に関するトラブルを含む)について適切に対応していただく必要があります。 ・品質、その他寄附者から寄せられる様々な問い合わせについて、事業者の責任において適切に対応できること。
J A S 法(農林物資の規格化等に関する法律)※3等の法令を遵守すること	品質の保証、表示、責任の所在を明確にする必要があります。 ・米の販売等に係る関係法令を遵守していること。

※1 複数の生産者で組織された事業者又は団体の提案数の考え方について

例) Aさん 提案数 8品 Bさん 提案数 8品 Cさん提案数 8品→○

考え方

Aさん、Bさん、Cさんそれぞれで提案できる上限が8品。

→ 構成員の方それぞれが上限 8品まで提案できる。

※2 「えちごつばめの飛燕舞(ひえんまい)」

燕市内で生産された特別栽培五割減減米（特別栽培農産物）以上の品質を有するコシヒカリであり、そのコシヒカリは一等米とし、J A S法表示基準に基づく単一原料米の表示及び特別栽培農産物（農林水産省新ガイドラインによる）表示も併せて行って販売するもの。

※3 J A S法(農林物資の規格化等に関する法律)

適正かつ合理的な農林物資の規格を制定し、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図り、飲食料品以外の農林物資の品質に関する適正な表示を行わせ、食品表示法による措置と相まって、一般消費者が選択する際の分かり易さ、農林物資の生産及び流通の円滑化、消費者の需要に即した農業生産等の振興並びに消費者の利益の保護に寄与することを目的とした法律。



お礼の品提案に係る提出写真の仕様について

提案書に添付する写真については、提出を受けたものをそのまま燕市のホームページや各種チラシ等に使用させていただきます。

また、各種報道機関からの依頼に基づいて提供する画像として用いる場合もありますので、ギフトカタログや通信販売カタログ等を参考に提案品が引き立つような写真である必要があります。

そのため、引き伸ばしや加工の関係から写真は電子データでの提出が必須になりますので、必要に応じてスタジオ等で撮影してもらおう等の対応(提案に係る費用になりますので、協力業者負担になります。)をお願いします。

なお、市の担当者は撮影いたしませんのでご承知おきください。

提出写真のイメージ (参考)

種 類	1 枚目	2 枚目
商品の全体を写したもの		
商品単体の全体と付属品や化粧箱(カトラリーセットの場合は箱に収納された状態を含む)を並べて写したもの		
商品の特長を拡大して写したもの		

画像は地場産業振興センターのホームページなどから引用

注意事項

- ・背景は一色（白色・黒色・灰色）又は無垢材でお願いします。
- ・写真データの形式は、J P E G形式です。
- ・写真データのデータサイズは1メガバイト以上でお願いします。
(目安：デジタルカメラで撮影したもので、A4サイズに引き伸ばしても画像が粗くならないもの)
- ・CD-R 又は USB メモリ等で提出してください。なお、CD-R 等は基本的に返却いたしません
が、返却を希望される場合はご相談ください。
- ・提出いただいた写真データは、燕市において使用させていただきます。

※上のイメージはサンプルです。レイアウト等は事業者に一任します。